

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び財務規則（昭和40年九重町規則第2号）第96条の規定に基づき公告する。

令和 8年 5月22日

九重町長 日野康志

- 一 本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。  
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか九重町電子入札取扱要領（平成19年九総第142号）による。
- 二 本案件は、価格と技術力を評価し、総合的に優れた調達を行うため、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価落札方式によるものである。

## 第1 競争に付する事項

1	工事名	野上小学校長寿命化改良工事（電気設備）
2	工事場所	九重町大字 野上
3	工期	契約締結の日の翌日から令和10年 3月24日（金曜日）まで
4	工事概要	長寿命化改良工事 （鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建） 延床面積3,167.45㎡ ・幹線設備工事 一式 ・動力設備工事 一式 ・電灯設備工事 一式 ・弱電設備工事 一式 ・自動火災報知設備工事 一式
5	予定価格	148,042,400円 （※予定価格×100/110=134,584,000円）
6	総合評価に係る加算点の最高点	10点（別表1「評価項目及び評価基準による」）
7	総合評価に係る施工体制評価点	15点（入札価格が低入札価格調査基準価格以上の場合に施工体制評価点を一律15点付与（入札価格が低入札価格調査基準価格未満の場合は施工体制評価点は付与しない。））

## 第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次の1から13のすべての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

区 分		要 件
1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2	指名停止の有無	公告日から開札期日までの間のいずれの日にあっても、大分県及び九重町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有するものに対する指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
3	暴力団関係者の有無	以下の暴力団関係対象者に該当しないこと。 ・法人、若しくはその代表者（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者を含む。）が次のいずれかに該当する場合 ①暴力団関係者である場合 ②暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合 ③暴力団関係者を使用した場合 ④暴力団関係者と密接な交際等を有している場合
4	不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
5	倒産手続等の有無	破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。
6	関連会社等の参加	本案件について、関連会社が入札に参加していないこと。なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。 ① 親会社と子会社の関係

		<p>親会社の子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。</p> <p>② 親会社を同じくする子会社同士の関係 親会社の子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。</p> <p>③ 協同組合等とその構成員(組員)等の関係 協同組合等及び構成員(組員)等のいずれもが、九重町の入札参加資格を有している場合に限る。</p> <p>※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、次順位者を落札候補者とする。</p>	
7	資格業種等	電気工事	九重町建設工事請負資格に関する規程による申請を行い、かつ、受理されていること。
8	等級	A等級に格付けされていること	格付けについては、令和8年度において大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示による資格認定(格付)による。
9	許可区分	特定建設業の許可を有すること	建設業法第3条第1項第2号
10	総合評定値(P点)	900点以上	総合評定値通知書(有効期間内にある最新のもの)の「電気工事」に係る総合評定値(P点)。
11	企業の施工実績	下記②(3)施工実績等を有すること	—
12	配置予定技術者の施工経験等	下記①の(1)から(4)及び下記②の(5)の要件を満たすこと	—
13	建設業法に基づく本店等の所在地	下記②の(2)による	—

#### ① 配置予定技術者

次の表において、(1)から(4)のすべての要件を満たす主任(監理)技術者を専任で配置できること。

(1)	国家資格等	電気工事に必要な建設業法に基づく資格を有すること。
(2)	監理技術者資格等	監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。
(3)	施工経験	主任(監理)技術者又は現場代理人として、下記②の(5)の工事に従事した経験を有すること。
(4)	雇用関係等	開札予定日以前3ヶ月以上前に雇用された者であること。

#### ② 本店所在地等

次の表において、(2)の本店又は支店所在地に対応し、(2)から(5)のすべての要件を満たしていること。

(1)	—	—
(2)	本店又は支店等所在地 <sup>※1、※2</sup>	大分県内
(3)	企業における同種工事の施工実績 <sup>※3</sup>	別添2の発注機関が発注した延床面積500㎡以上の建築物の改修工事で、電気工事の施工実績とし、平成28年4月1日以降に元請けとして技術資料提出期限までに完成し引渡しが終了しているものに限る。また、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が30%以上の場合に限る。

(4)	年間平均完成工事高	—
(5)	配置技術者における同種工事の施工経験	別添2の発注機関が発注した延床面積500㎡以上の建築物の改修工事、電気工事の施工実績とし、平成28年4月1日以降に元請けとして技術資料提出期限までに完成し引渡しを終了しているものに限る。また、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が30%以上の場合に限る。

※1 本店＝建設業法に基づく主たる営業所

※2 支店等＝本店より委任を受けており、九重町に競争入札参加資格審査申請が登録済みの営業所であること。

※3 (3)及び(5)の対象となる工事については、平成28年4月1日以降に受注し、技術資料等の提出期限までに完成し、引渡しを行ったものとする。なお、工事は元請として施工したものに限る。また、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が30%以上の場合に限る。

### 第3 入札手続等

#### 1 入札担当部署

担当部署	九重町役場 総務課 契約検査・管財グループ
	住所：玖珠郡九重町大字後野上8-1
	電 話：0973-76-3800
	F A X：0973-76-2247 eメール：soumu@town.kokonoe.lg.jp

#### 2 本公告の交付期間及び交付方法

(1)	交付期間	自 令和8年5月25日（月曜日）9時00分	
		至 令和8年6月19日（金曜日）17時00分	
(2)	交付方法	下記によりダウンロードしてください。 ・九重町ホームページ <a href="http://www.town.kokonoe.oita.jp/">http://www.town.kokonoe.oita.jp/</a> ・大分県共同利用型入札情報サービスシステム <a href="http://www.t-elis.pref.oita.jp/hp/">http://www.t-elis.pref.oita.jp/hp/</a>	

#### 3 設計図書の閲覧

(1)	閲覧期間	自 令和8年5月25日（月曜日）9時00分	
		至 令和8年6月19日（金曜日）17時00分	
(2)	場 所	電子閲覧	
(3)	その他	設計図書等閲覧資料は、必ずダウンロードして下さい（ <u>必須です</u> ）。	

#### 4 公告等に対する質問

(1)	受付期間	自 令和8年5月25日（月曜日）9時00分	※左のうち、開庁日の 開庁時間内に限る。
		至 令和8年6月 5日（金曜日）17時00分	
(2)	提出先	九重町役場 総務課 契約検査・管財グループ	
(3)	方法等	公告等に質問がある場合は、(1)の受付期間内に(2)の提出先へ書面による質問書（任意様式）をメール、FAXにて提出すること（持参も可）。口頭では受け付けません。	

#### 5 上記4の質問に対する回答（質問書の提出を受けた場合は、下記のとおり閲覧に供する。）

(1)	回答	質問書の提出を受けた日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く）	
(2)	閲覧期間	自 (1)の回答をした日	
		至 令和8年6月19日（金曜日17時00分）	
(3)	閲覧場所	九重町ホームページ	

#### 6 参加申請及び技術資料等の提出

入札に参加する者は、下記のとおり技術資料等を提出すること（様式1も含む）。なお、作成方法は「第6 技術資料等の作成等」による。

(1)	提出期間	自 令和8年5月25日（水曜日）9時00分	
		至 令和8年6月16日（火曜日）17時00分	
(2)	提出先	九重町役場 総務課 契約検査・管財グループ	
(3)	提出方法等	電子入札システムによる。	

7 入札書の提出

(1)	提出期間	自 令和8年6月17日(水曜日)9時00分
		至 令和8年6月19日(金曜日)17時00分
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。 (大分県電子入札システム運用基準参照のこと)

8 入札金額内訳書の提出(入札書に添付すること)

(1)	提出期間	自 令和8年6月17日(水曜日)9時00分
		至 令和8年6月19日(金曜日)17時00分
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。

9 開札

(1)	予定日時	令和8年6月25日(木曜日)9時30分
(2)	場 所	九重町役場 総務課
(3)	立 会	開札の立会は、九重町電子入札取扱要領による。

## 第4 入札金額内訳書の作成

1. 入札書の提出時に併せて、入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）を提出すること。なお、内訳書を提出しない者のした入札は、無効とする。
2. 作成方式は次によること。（※（3）の審査基準に留意すること。）

(1)	閲覧設計図書に示す「見積参考資料」に記載された符号・名称ごとに、直接工事費内訳並びに諸経費内訳を入札額の根拠とした金額を明記すること。
(3)	落札候補者の提出した内訳書が下記審査基準のいずれかに該当する場合は、当該者の入札を無効とする。 <審査基準> a 内訳書の全部又は一部が未提出の場合 b 入札書に記載された入札金額と内訳書の工事価格が一致しない場合 c 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の合計欄に記載された金額の合計額と内訳書の工事価格が一致しない場合。 d 値引き、減額の項目が計上されている場合（スクラップ控除等マイナス計上すべきものは除く） e その他重大な不備がある場合
(4)	内訳書は、添付している「内訳書」様式にて提出すること。（提出はPDFファイル形式で保存されたものに限る。）

※ 令和8年4月15日より、入札金額内訳書における労務費等の内訳明示を義務化（入契法第12条関係）により、「材料費」、「労務費」、「法定福利費の事業主負担分」、「建退共制度の掛金」及び「安全衛生経費」の5項目が内訳明示するようになりました。ただし、試行運用の期間となることから、5項目が内訳明示されなかった場合でも入札は無効としません。

## 第5 低入札価格調査基準価格

本案件は、低入札価格調査基準価格制度を適用する。

区 分		備 考
1	低入札価格調査基準価格 (失格基準有り)	<p>本件入札においては、落札候補者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回っている場合（入札価格が失格基準を下回る入札を除く）には、落札者の決定に当たり、九重町低入札価格調査実施要領に基づき、低入札価格調査を実施する。この場合において、当該入札を行った者は、低入札価格調査に協力するものとする。</p> <p>なお、低入札価格調査に先立ち、〔低／別記1〕に留意し、〔低／別記2〕「低入札価格調査の資料の作成について」により提出資料等を作成のうえ、提出すること。</p> <p>※提出期限は、低入札価格調査対象者決定後、契約担当者から成される「低入札価格調査の実施について」の通知の日から3日以内とする。なお、期限内に資料が提出されない場合は、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき」に該当すると判断するものとする。</p>

## 第 6 技術資料等の作成等

競争入札参加資格を有することを証明するため及び技術評価点算出のため、「第 2 競争入札に参加するものに必要な資格等に関する事項」及び「別表 1 評価項目及び評価基準」に留意のうえ、技術資料等を次のとおり作成し、提出すること。

なお、作成に当たっては、次の表によるほか、別添「技術資料等作成における注意事項」を参照すること。

証明（評価）事項等		提出様式	添付資料
1	表紙及び競争入札参加資格確認申請書	別記様式 1 及び様式 1	—
2	暴力団排除に係る誓約書	別記様式 2	—
3	—	—	—
4	—	—	—
5	企業に対する評価及び競争入札参加資格等		
	(1) 同種の工事の施工実績	技術資料様式 3	・ コリンズデータの写し ・ 契約書の写し等
	(2) 指名停止等の有無		・ 該当する場合は通知書の写し
	(3) 建設業法に基づく経営事項審査		・ 直近の総合評定値通知書の写し
	(4) 品質・環境マネジメントシステムの取得		・ ISO9001及びISO14001の認証の写し
	工事成績評定値の平均値	技術資料様式 4	・ 大分県発注工事成績評定値の平均値と、根拠となる通知書の写し  ※評定期間：令和 3 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日の間 ※対象業種：電気工事
6	配置予定技術者に対する評価		
	(1) 保有する資格	技術資料様式 5-1	・ 免許等（1級電気工事施工管理技士の資格の取得年数が確認できること）の写し ・ 主任（監理）技術者資格者証及び主任（監理）技術者講習修了証の写し ・ 直接的かつ恒常的な雇用関係の写し
	(2) 同種工事の施工経験		・ コリンズデータの写し又は（契約書の写し） ・ 現場代理人・主任（監理）技術者通知書の控の写し
	(3) 同種工事の工事成績	技術資料様式 5-1-2	・ 大分県発注工事成績評定値最高値の通知書の写し ※評定期間：令和 3 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日の間 ※対象業種：電気工事
7	地域貢献		
	(1) 防災活動による貢献	別記様式 1	九重町又は国・大分県又は大分県内の市町村を対象とした防災協定書の写し等の資料を添付すること。尚、組織の代表が協定者となっている場合は、組織の名簿も添付すること。
	(2) 地域社会への貢献	別記様式 3	・ 町内企業の活用計画の有無 建設業許可通知書等の写しを添付すること

	項 目	競争参加資格	技術評価の対象
留 意 点	配置予定技術者の保有する資格等	—	別表1の評価基準を参照のこと
	配置予定技術者の施工経験の対象とする同種工事（※工事は元請として施工したものとし、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が30%以上の場合に限る。）	別添2の発注機関が発注した延床面積500㎡以上の建築物の改修工事で、電気工事の施工実績とし、平成28年4月1日以降に元請けとして技術資料提出期限までに完成し引渡しを終了している工事を施工した経験（※現場代理人としての経験の場合は、配置された時点で主任（監理）技術者としての資格を有していれば、要件を満たしているものとみなす。）	別表1の評価基準を参照のこと

- ※1 添付資料については、上記のほか、技術評価の内容及び競争参加資格の内容が確認できる客観的資料に換えることができる。
- ※2 提出様式を提出しない場合（未記入及び様式が異なる場合を含む）には、該当するものがないものとし、評価点が一番低いものに該当するものとする（別記様式1又は競争参加資格に係る様式の未提出（未記入及び様式が異なる等競争参加資格の内容が確認できない場合を含む）は欠格とする）。
- ※3 提出された資料で評価内容が確認できない場合は、評価点が一番低いものに該当するものとする。
- ※4 提出された資料で競争参加資格を有していることが確認できない場合は、原則として入札を無効とする。
- ※5 技術資料、競争参加資格証明資料及び添付資料は、兼ねることができる。
- ※6 **提出するファイルの保存形式は、PDF形式に限る**ものとする。
- ※7 技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ※8 提出された技術資料等は、技術評価点の算出及び競争参加資格の確認以外に使用しない。
- ※9 提出された技術資料等は、返却しない。

## 第7 総合評価に関する事項等

1	総合評価の方法	入札に参加しようとする者は、第6に掲げる技術資料を提出することとし、提出された技術資料に基づき、2による評価値を算出し評価する。
2	評価項目及び評価基準	<p>評価項目及び評価基準は別表1によるものとする。</p> <p>(1) 評価値の算出方式          評価値は、次の算出方式により算定する。          ア 評価値＝(技術評価点/入札価格)×(定数1,000,000)          イ 技術評価点＝標準点＋加算点＋施工体制評価点          なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は少数第5位まで表示する(第6位を四捨五入)。</p> <p>(2) 評価点          ア 標準点は、競争参加資格を満たす入札参加者全員に100点を付与する。          イ 加算点は、別表1により評価した評価項目について、10点の範囲で付与する。          ウ 施工体制評価点は、入札価格が低入札価格調査基準価格以上の入札参加者に15点を付与し、低入札価格調査基準価格未満の入札参加者には施工体制評価点を付与しない。</p> <p>(3) 加算点の算出方法          別表1の評価項目及び評価基準に基づき、それぞれの得点合計に応じて、10点を最高点として換算して求められる点数を加算点とする。</p>
3	評価内容の担保	—

## 第 8 競争入札参加資格事項等の共通事項

1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2	指名停止の有無	1. 公告日から開札期日までの間のいずれの日にあっても、大分県及び九重町指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。
3	暴力団関係者の有無	以下の暴力団関係対象者に該当しないこと。 ・法人、若しくはその代表者（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者を含む。）が次のいずれかに該当する場合 ①暴力団関係者である場合 ②暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合 ③暴力団関係者を使用した場合 ④暴力団関係者と密接な交際等を有している場合
4	不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
5	倒産手続等の有無	破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。
6	関連会社等の参加	本案件について、関連会社が入札に参加していないこと。 なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。 (1) 親会社と子会社の関係 親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。 (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係 親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。 (3) 協同組合等とその構成員（組合員）等の関係 協同組合等及び構成員（組合員）等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。  ※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが落札予定者となった場合は、次順位者を落札予定者とする。

## 第9 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

1	説明の請求	<p>競争参加資格がないと認められた者は、第10の3(5)の通知の日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができるものとする。</p> <p>なお、説明の請求は書面(様式自由)を持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。提出場所は、第3の1に同じ。</p>
2	回答	<p>1の書面を提出した者に対しては、請負工事の入札参加者指定審議会の議を経たうえで書面により回答する。</p> <p>なお、回答は1の請求期限の日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に行うものとする。</p>

## 第10 その他の事項

1	入札保証金及び 契約保証金	<p>(1) 入札保証金 免除 (2) 契約保証金 納付</p> <p>ただし、利付国債の提出又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。</p> <p>また、保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法「電磁的方法」に変えることができる。</p> <p>仮契約を締結する工事になるため、議会の議決後履行保証を7日以内に提出すること。</p>
2	開札の立会い	<p>(1) 入札参加者のうち希望する者は、開札に立ち会うことができる。</p> <p>(2) 開札時に立会者となるべき者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。</p> <p>(3) 詳細は「九重町電子入札取扱要領」による。</p>
3	事前審査及び落札者の決定方法	<p>(1) 競争参加資格の確認は、開札前に行うものとする。ただし、審査の段階で、競争参加資格を有していないことが判明した場合、その者のした入札は、それ以降無効として取り扱うものとする。</p> <p>(2) 開札後は、落札者の決定を保留する。</p> <p>(3) 評価値決定後、入札参加者から提出された競争参加資格証明資料を予定価格の制限の範囲内をもって申し込みをした者のうち、最高評価値者について審査し、競争参加資格を満たしていることを確認した場合には落札者とし、競争参加資格を満たしていないことを確認した場合には、予定価格の制限の範囲内をもって申し込みをした他の者うち、最高評価値の者(以下「次順位者」という。)の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする(なお、次順位者が競争参加資格を満たしていない場合は、順に同様の手続を行う。)</p> <p>(4) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。</p> <p>(5) (3)により競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。</p> <p>(6) 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して3日(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)以内に行うものとする。</p> <p>(7) (3)により落札者が決定した場合は、直ちに、入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表する。</p>
4	入札の無効等	<p>(1) 入札の無効の取扱い</p> <p>公告に示した競争参加資格のない者のした入札、技術資料等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札開始前の注意事項並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。</p> <p>(2) 談合情報の取扱い</p> <p>①総合評価における談合の認定基準</p> <p>談合情報の落札予定者の入札価格が最低価格入札者の入札価格と一致している場合は、事情聴取等の調査を実施する。ただし、最終的な入札結果の落札者と談合情報の落札予定者が一致しない場合は談合とは認定しない。</p> <p>②談合があったと認定した場合の対応</p> <p>談合があったと認定した場合は、当該入札を無効とし、当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度、入札公告を行う。</p>
5	再苦情申立て	<p>第9の2の通知を受理した者であって、回答書による説明に不服がある者は、契約担当者を経由し、町長に対して再苦情の申立てを行うことができる。</p>

6	その他	<p>(1) 本工事の請負契約の締結は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する町議会の議決事項であり、落札決定後落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後本契約となるものである。</p> <p>ア 本工事は、野上小学校長寿命化改良工事（建築主体）、野上小学校長寿命化改良工事（機械設備）と同時に議会議決とすることから、本契約までに期間を要することがある。</p> <p>(2) 資料に虚偽の記載をした場合においては、九重町指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>(3) 契約担当者は、入札後、落札決定をするまでの間に落札予定者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札予定者の行った入札を無効にするものとする。なお、イの要件のうち、第2の①（3）に定める配置予定技術者に係る要件を満たさなくなった場合は、別添「技術資料等作成における注意事項」6の(4)により取り扱うものとする。</p> <p>ア 九重町指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき（要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む）。</p> <p>イ 入札公告に掲げる競争入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。</p> <p>(4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が（3）のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消しを行うものとする。</p> <p>(5) 契約担当者は、契約締結後において、契約者が（3）又は（4）に該当していた場合は、契約の解除を行うことができるものとする。</p> <p>(6) 最低価格入札者、落札予定者、落札者及び契約者（以下「落札者等」という。）は、入札後に（3）のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。</p> <p>また、（3）、（4）及び（5）による入札の無効又は落札決定の取消し若しくは契約の解除等に伴う損害賠償について、契約担当者は損害賠償の責を一切負わないものとする。</p> <p>(7) 本工事は、中間前金払いを選択できる対象となる。</p>
---	-----	---

## 技術資料等作成における注意事項

証明事項等		提出様式	注意事項
1	表紙及び競争参加資格確認申請書	別記様式1 様式1	当該様式が添付されていない場合は、競争入札参加資格を満たしていないこととし、入札を無効として取り扱う。 なお、紙媒体により提出する場合は、必ず代表者（委任者）印を押印すること。
2	暴力団排除に係る誓約書	別記様式2	代表者（委任者）印を押印すること。
3	—	—	—
4	—	—	—
5	企業に対する評価及び競争入札参加資格等		
	(1) 同種の工事の施工実績	技術資料様式3	第2の②（3）に係る競争入札参加資格又は別表1の評価基準の対象となる同種工事の内容等について、技術資料様式3に記載すること。（記載する工事は一件だけで良い。） また、記載した事項について、評価内容が確認できるようコリンズデータの写し又は契約書の写し等客観的な資料を添付すること。 なお、当該様式が添付されていない場合（競争入札参加資格又は評価項目に係る事項について、記載されていない場合を含む。）及び提出された資料により競争入札参加資格が確認できない場合は入札を無効とし、評価内容の確認ができない場合は最も低い評価点に該当するものとして取り扱う。
	(2) 指名停止等の有無		令和7年10月1日から技術資料等提出までの間に、指名停止又は文書警告を受けている場合及び指名停止期間と重複している場合（※大分県又は九重町指名停止要領別表第1又は第4に該当する場合に限る）は、その内容について技術資料様式3に記入すること。 なお、技術資料提出後、開札予定日までの間に指名停止又は文書警告を受けた場合は、その旨を発注者へ書面により申し出ること。
	(3) 有効な経営事項審査等		開札予定日現在で有効な経営事項審査を受けていることを確認するため、直近の経営事項審査にかかる総合評定値通知書の通知年月日及び審査基準日を記載すること。 なお、未提出の場合又は内容が確認できない場合は、入札を無効とする。
	(4) 品質・環境マネジメントシステムの取得状況		ISO9001及びISO14001の認証取得年月日を記載すること。
	工事成績評定点	技術資料様式4	(1) 過去5年間に完成検査を受けた工事に係る工事成績評定点及びその平均値について、技術資料様式4に記載すること。なお、当該様式の提出がない場合及び記載がされていない場合は、対象となる工事成績評定点がないものとみなす。 (2) 記載にあたっては、次の要領に従って作成すること。

			<p>① 大分県（土木建築部・教育庁（教育財務課））が発注し、令和3年4月1日から令和8年3月31日の間に完成検査を受けた電気工事について記載すること（受注したすべての電気工事を対象とする）。</p> <p>② 記載すべき工事を記載していないもの及び対象外の工事を記載しているもの（以下「記載もれ等」という。）場合の評価方法は、次のとおり取り扱う。</p> <p>i 記載もれ等の結果、評価点に変更がない場合は、記載された工事により評価点を算定する。</p> <p>ii 記載もれ等の結果、下位の評価点に該当することとなる場合は、記載された工事により評価点を算定する。</p> <p>iii 記載もれ等の結果、上位の評価点に該当することとなる場合は、評価基準のうち一番低いものに該当するものとする。</p> <p>③件数が多いため、様式が複数枚に及ぶ場合には、「総件数」欄及び「平均値」欄は、最後の様式のみに記載すること。なお、平均値は、小数第2位を切捨とする。</p> <p>④対象となる工事成績評定点がない場合は、「実績なし」と記載すること。なお、平均値は70点未満とみなす。</p> <p>⑤記載すべき工事成績評定点を記載していない場合は、虚偽の記載とされる場合があるので注意すること。</p>
6	配置予定技術者に対する評価		
	(1) 保有する資格	技術資料様式5-1	<p>第2の②（3）、（5）に係る競争参加資格又は別表1の評価基準に該当する資格等について技術資料様式5-1に記載すること。</p> <p>また、記載した事項について、競争入札参加資格又は評価内容が確認できるよう免許等（1級電気工事施工管理技士の資格の取得年数が確認できること）の写し、主任（監理）技術者資格証の写し、主任（監理）技術者講習修了証の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類の写し等を添付すること。</p> <p>なお、提出された資料により競争入札参加資格が確認できない場合は、入札を無効とし、評価内容の確認ができない場合は、最も低い評価点に該当するものとして取り扱う。</p>

(2) 同種の工事の施工経験		<p>第2の②(5)に係る競争入札参加資格又は別表1の評価基準に該当する資格等について技術資料様式5-1に記載すること。(記載する工事は1件だけでよい)</p> <p>※工期の途中で技術者の変更があった場合は、全体工期の2分の1以上の期間(全体工期が1年以上の場合は6ヶ月以上)について従事している場合に限り評価する。</p> <p>また、記載した事項について、評価内容が確認できるようCORINSデータ(一般データ及び技術データ)の写し、契約書の写し、現場代理人・監理技術者通知書の控の写し等の資料を添付すること。</p> <p>ただし、提出された資料により評価内容の確認ができない場合は、最も低い評価点に該当するものとする。</p> <p>競争入札参加資格については、現場代理人として従事した時点で主任(監理)技術者としての資格を有していた場合に限り、現場代理人としての経験を認める。</p> <p>また、現場代理人として、主任(監理)技術者と兼ねている場合は、専任の主任(監理)技術者として配置された場合(1名に限る)も認める。</p>
(3) 同種工事の工事成績	技術資料様式5-1-2	<p>大分県(土木建築部・教育庁(教育財務課))が発注し、令和3年4月1日から令和8年3月31日の間に完成検査を受けた電気工事の施工経験とし、工事完成成績評定点の最高点について記載すること(受注したすべての電気工事を対象とする)。</p> <p>※工期の途中で技術者の変更があった場合は、全体工期の2分の1以上の期間(全体工期が1年以上の場合は6ヶ月以上)について従事している場合に限り評価する。</p> <p>また、記載した事項について、評価内容が確認できるようコリンズデータ(一般データ及び技術データ)の写し、契約書の写し、現場代理人・監理技術者通知書の控の写し、工事成績評定通知書の写し等の資料を添付すること。(技術提案様式5-1-2に記載する同種工事と同一の工事を記載する場合は工事成績評定通知書の写しだけでよい)</p> <p>ただし、提出された資料により評価内容の確認ができない場合は、最も低い評価点に該当するものとする。</p> <p>競争入札参加資格については、現場代理人として従事した時点で主任(監理)技術者としての資格を有していた場合に限り、現場代理人としての経験を認める。</p> <p>また、現場代理人として、主任(監理)技術者と兼ねている場合は、専任の主任(監理)技術者として配置された場合(1名に限る)も認める。</p>
(4) 配置予定技術者の評価方法及び記載に係る注意事項		<p>① 配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価方法については次のとおり</li> </ul> <p>複数の候補技術者を記載した場合において、公告第2の①(3)に掲げる要件を満たしていない(満たしていることが確認できない場合を含む。)技術者を記載していた場合、当該技術者は配置予定の技術者として認めないものとし、評価基準のうち配点が一番低いものに該当するものとする。(※記載した技術者のすべてが配置予定技術者として認められない場合は、競争入札参加資格を満たしていないものとし、入札を無効として取り扱う。)</p> <p>② 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合</p> <p>入札後に配置予定の技術者が配置できないこととなった場合は、開札予定日時までに、発注者に対しその旨を記載した書面(任意様式)を提出すること。</p>

			<p>(開札後の書面提出は受け付けない。) なお、この場合の入札は無効扱いとする。</p> <p>また、前記書面を提出することなく、落札(予定)者となり、配置予定の技術者を配置することができない場合(病気、死亡、退職等やむを得ない場合を除く。)は、指名停止要領に基づく指名停止を行う。</p>
7	地域貢献		
	(1)防災活動による貢献	別記様式1	<p>九重町、国及び大分県又は大分県内の市町村を対象とした防災協定書の写し等の資料を添付すること。尚、組織の代表が協定者となっている場合は、組織の会員名簿も添付すること。</p>
	(2)町内企業の活用計画の有無	別記様式3	<p>当該工事において、町内企業の活用計画を作成すること。町内企業とは、九重町内に建設業法上の主たる営業所(本店)又はその他営業所を有する企業とする。建設業許可通知書等の写しを添付すること</p>

※本案件に係る競争入札参加資格の確認及び技術評価の審査については、公告等で明示したものを除き、原則として、開札予定日を基準として判断する。

## 同種工事の施工実績に係る評価対象となる発注機関

名 称	根 拠 法	名 称	根 拠 法
国		地方公共団体	
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)	地方公務員等共済組合(職員住宅新築工事に限る)	地方公務員等共済組合
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和32年法律第83号)	東京湾横断道路建設事業者	建設業法施行規則第18条
港務局	港湾法	関西国際空港株式会社	
国際協力銀行	国際協力銀行法(平成11年法律第35号)	成田国際空港株式会社	
国民生活金融金庫	国民生活金融金庫法(昭和24年法律第49号)	首都高速道路株式会社	
国立大学法人	国立大学法人法(平成15年法律第112号)	中日本高速道路株式会社	
雇用・能力開発機構	雇用・能力開発機構法(平成11年法律第20号)	西日本高速道路株式会社	
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)	阪神高速道路株式会社	
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和25年法律案156号)	東日本高速道路株式会社	
水害予防組合	水害予防組合法(明治41年法律第50号)	本州四国連絡高速道路株式会社	
水害予防組合連合		日本環境安全事業株式会社	
大学共同利用機関法人	国立大学法人法(平成15年法律第112号)	独立行政法人科学技術振興機構	
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)	独立行政法人日本原子力研	
地方道路公社	地方道路公社法(昭和45年法律第82号)	独立行政法人勤労者退職金	
地方独立行政法人	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)	公害健康被害補償予防協会	
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和28年法律第138号)	消防団員等公務災害補償等	
独立行政法人(その資本の金額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものにかぎる。)	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び同法第1条第1項(目的等)に規定する個別法	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	
		地方競馬全国協会	

土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)	東京地下鉄株式会社
土地改良区	土地改良法(昭和24年法律第195号)	独立行政法人中小企業基盤整備機構
土地改良区連合		日本小型自動車振興会
土地区画整理組合	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)	日本自転車振興会
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号)	日本私立学校振興・共済事業団
日本司法支援センター	総合法律支援法(平成16年法律第714号)	日本たばこ産業株式会社
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和29年法律第205号)	独立行政法人農業者年金基金
日本放送協会	放送法(昭和25年法律第132号)	農林漁業団体職員共済組合
日本郵政公社	日本郵政公社法(平成14年法律第97号)	独立行政法人理化学研究所
日本放送協会	放送法(昭和25年法律第132号)	農林漁業団体職員共済組合
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和27年法律第355号)	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)第1条第3項に規定する会社並びに第17条の3各号に掲げる法人

別表 1

評価項目及び評価基準					
[工事名又は事業名] 野上小学校長寿命化改良工事（電気設備）					
評価視点	評価項目	評価基準	配点		
企業の施工能力	■同種工事の施工実績	●過去10年間の同種工事の施工実績の有無 <sup>※1</sup>	a. 教育施設で、延床面積500㎡以上の建築物の改修工事で、電気工事の施工実績が有る	2.0	4.5
			b. 教育施設以外で、延床面積500㎡以上の建築物の改修工事で、電気工事の施工実績が有る	1.0	
			b. 上記以外	0.0	
	■工事成績	●過去5年間の工事完成成績評定点の平均点 <sup>※2</sup>	a. 80点以上	2.0	
			b. 77点以上80点未満	1.7	
			c. 75点以上77点未満	1.3	
			d. 73点以上75点未満	1.0	
			e. 70点以上73点未満	0.7	
			f. 上記以外又は成績評定の点数が無い	0.0	
	■品質管理及び環境負荷対策	●品質・環境マネジメントシステム（ISO9001及びISO14001）の取得状況	a. ISO9001、ISO14001ともに認証取得している	0.5	
b. ISO9001、またはISO14001のいずれかを認証取得している			0.2		
c. 認証取得なし			0.0		
配置予定技術者の能力	■同種工事の施工経験	●過去10年間の同種工事に係る主任（監理）技術者の施工経験の有無 <sup>※1</sup>	a. 教育施設で、延床面積500㎡以上の建築物の改修工事で、電気工事の施工実績が有る	1.0	3.0
			b. 教育施設以外で、延床面積500㎡以上の建築物の改修工事で、電気工事の施工実績が有る	0.5	
			b. 上記以外	0.0	
	■保有資格	●配置予定主任（監理）技術者の保有する資格及び保有年数	a. 1級電気工事施工管理技士の資格保有期間が10年以上の者	1.0	
			b. 1級電気工事施工管理技士の資格保有期間が5年以上10年未満の者	0.7	
			c. 上記以外	0.0	
	■工事成績	●過去5年間の工事完成成績評定点の最高点 <sup>※2</sup>	a. 85点以上	1.0	
			b. 80点以上85点未満	0.8	
			c. 75点以上80点未満	0.6	
			d. 上記以外又は成績評定の点数が無い	0.0	
地域貢献	■防災活動等による貢献	●防災協定の有無	a. 九重町を対象とした防災協定を有する	0.8	2.5
			b. 国及び大分県又は大分県内の市町村を対象とした防災協定を有する	0.5	
			c. 上記以外	0.0	
	■地域社会への貢献について	●町内企業の活用計画の有無 <sup>※3</sup>	a. 2社以上有り又は、九重町内に本社又は営業所が有る。	1.7	
			b. 1社以上有り	1.0	
			c. 上記以外	0.0	
加算点合計				10.0	
加算点：評価点合計（最高10点）					
※1	同種工事の施工実績は、国または地方公共団体等が発注した延床面積500㎡以上の建築物の改修工事の電気工事の施工実績とし、平成28年4月1日以降に元請けとして技術資料提出期限までに完成し引渡しが終了しているものに限る。				
※2	工事成績評定の対象は、大分県（土木建築部・教育庁（教育財務課））発注の電気工事とする。また、対象期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までとし、受注したすべての電気工事とする。				
※3	町内企業とは、九重町内に建設業法上の主たる営業所（本店）又はその他営業所を有する企業とする。				

## 競争入札参加資格証明資料及び技術資料の提出について

九重町長 日野 康 志 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

※必ず代表者(受任者)職氏名を記載し押印すること(印省略不可)

令和8年5月22日付けで公告のあった、野上小学校長寿命化改良工事(電気設備)に係る競争入札参加資格証明資料及び技術資料を下記のとおり提出します。

なお、公告に掲げる資格要件を満たすことならびに資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

## 記

証明事項等 (競争参加資格及び技術評価項目)	提出様式	添付資料
1	<b>競争入札参加資格等</b>	
競争入札参加資格確認申請書	<input type="checkbox"/> 様式1(申請書)	
誓約書	<input type="checkbox"/> 別記様式2	
2	<b>企業に対する評価及び競争入札参加資格等</b>	
(1) 同種工事の施工実績	<input type="checkbox"/> 技術資料様式3	<input type="checkbox"/> コリンズデータの写し <input type="checkbox"/> 契約書等の写し <input type="checkbox"/> その他( )
(2) 指名停止等の有無		<input type="checkbox"/> 通知書の写し
(3) 有効な経営事項審査等		<input type="checkbox"/> 添付省略(合併等に該当しないため) <input type="checkbox"/> 直近の総合評定値通知書の写し <input type="checkbox"/> その他( )
(4) 品質・環境マネジメントシステムの取得		<input type="checkbox"/> ISO9001並びにISO14001認証の写し
過去5年間の工事成績評定点	<input type="checkbox"/> 技術資料様式4	<input type="checkbox"/> 過去5年間の工事成績評定点の平均値と、通知書の写し
3	<b>配置予定技術者に対する評価</b>	
(1) 保有する資格等	<input type="checkbox"/> 技術資料様式5-1	<input type="checkbox"/> 免許証等の写し <input type="checkbox"/> 主任(監理)技術者資格証明書及び主任(監理)技術者講習修了証の写し <input type="checkbox"/> 「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることが確認でき書類 <input type="checkbox"/> その他( )
(2) 同種工事の施工経験		<input type="checkbox"/> コリンズデータの写し(契約書等の写し) <input type="checkbox"/> 現場代理人・主任(監理)技術者通知書の写し <input type="checkbox"/> その他( )
(3) 同種工事の工事成績	<input type="checkbox"/> 技術資料様式5-1-2	<input type="checkbox"/> 過去5年間の工事成績評定点の最高点の通知書の写し <input type="checkbox"/> コリンズデータの写し(契約書等の写し) <input type="checkbox"/> 現場代理人・主任(監理)技術者通知書の写し <input type="checkbox"/> その他( )
4	<b>地域貢献</b>	
(1) 防災活動による貢献(防災協定の有無)	別記様式1	<input type="checkbox"/> 協定書の写し <input type="checkbox"/> 会員名簿の写し
(2) 町内企業の活用計画の有無	別記様式3	<input type="checkbox"/> 活用計画 <input type="checkbox"/> 建設業許可通知書等の写し

※提出する様式名及び添付資料について□に✓(又は■)を記入すること(「その他」の場合は、資料名称についても記入すること)ただし、合併等により大分県が競争入札参加資格の承継又は再認定を認めた者は、「総合評定値通知書の写し」を提出すること

## 競争入札参加資格確認申請書

九重町長 日 野 康 志 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名 ㊟  
※必ず代表者(受任者)職氏名を記載し押印すること(印省略不可)

令和8年5月22日付けで公告のあった、野上小学校長寿命化改良工事(電気設備)に係る競争入札参加資格について確認されたく申請します。

なお、公告 第2の1、4、5、6、7、8に掲げる資格要件を満たすことを誓約します。

### 記

項 目	内 容
対象工事に係る工事の種類について、令和8年度大分県による等級の格付け又は資格の認定状況	電気工事 A等級 特定建設業許可

## 誓 約 書

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でないことについて、下記のとおり誓約します。

なお、町が必要な場合には、警察に照会することについて承諾するとともに、照会で確認された情報は、今後、私が九重町と行う他の契約における確認に利用することにも同意します。

### 記

私は、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (4) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※町では、九重町暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請書に暴力団員等でない旨の誓約をお願いしています。誓約内容を確認の上、□にチェックマークを記入してください。

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印  
生 年 月 日（昭和・平成） \_\_\_\_\_ 年 月 日 \_\_\_\_\_

※商号又は名称欄には本店（本社）名を記載し、代表者職氏名欄には受任者ではなく、企業代表者の職氏名を記載し押印すること。（印省略不可）

## 企業に対する評価及び競争入札参加資格等

商号又は名称： \_\_\_\_\_

(1) 同種工事の施工実績

第2の②の(3)に掲げる競争入札参加資格及び別表1の評価基準に留意のうえ、同種工事の内容について記載すること。

		競争参加資格	評価対象
		別添2の発注機関が発注した延床面積 500 m <sup>2</sup> 以上の建築物の改修工事で、電気工事の施工実績とし、平成28年4月1日以降に元請けとして技術資料提出期限までに完成し引渡しが終了しているものに限る。	別添2の発注機関が発注した延床面積 500 m <sup>2</sup> 以上の建築物の改修工事で、電気工事の施工実績とし、平成28年4月1日以降に元請けとして技術資料提出期限までに完成し引渡しが終了しているものに限る。
工事 名 称 等	工 事 名		
	発 注 機 関		
	工 事 場 所	(都道府県名)	
	契 約 金 額		
	工 期	自)                    年    月    日 至)                    年    月    日	自)                    年    月    日 至)                    年    月    日
	発 注 形 態 等	<input type="checkbox"/> 単体 / <input type="checkbox"/> J V (出資比率    %)	<input type="checkbox"/> 単体 / <input type="checkbox"/> J V (出資比率    %)
	CORINS 登 録 番 号		
工 事 概 要			

(2) 指名停止等の有無

令和7年10月1日から技術資料等提出までの期間に、大分県又は九重町からの通知又はその期間と重複する指名停止又は文書警告の状況について記載すること。

指名停止    有     (通知年月日    令和    年    月    日)

文書警告    有     (通知年月日    令和    年    月    日)

該 当 無 し

(3) 有効な経営事項審査等

直近の経営事項審査に係る総合評定値通知書の通知年月日及び審査基準日を記載すること

通知年月日：(令和    年    月    日)

審査基準日：(令和    年    月    日)

(4) 品質・環境マネジメントシステムの取得状況

ISO9001 及び ISO14001 の認証取得年月日を記載すること。

ISO9001    : (令和    年    月    日)

ISO14001   : (令和    年    月    日)



## 配置予定技術者に対する評価

商号又は名称：

(1) 配置予定技術者の保有する資格

第2の①並びに②に掲げる競争入札参加資格及び別表1の評価基準に留意のうえ、同種工事の内容について記載すること。

配置予定技術者の氏名及び雇用年月日	主任（監理）技術者		氏名		生年 月日	年	月	日
			雇用年月日		年	月	日	
法令による資格・免許	資格	名称		取得年		登録番号		
		名称		取得年		登録番号		
		名称		取得年		登録番号		
	監理技術者資格者証		取得年		登録番号			
	監理技術者講習		講習修了年月日			年	月	日

(2) 同種工事の施工経験

1.  競争入札参加資格と同一工事
2.  競争入札参加資格と違う工事

別表1の評価基準に留意のうえ、同種工事の内容を記載すること。

		競争入札参加資格	評価対象
		別添2の発注機関が発注した延床面積500㎡以上の建築物の改修工事で、電気工事の施工実績とし、平成28年4月1日以降に元請けとして技術資料提出期限までに完成し引渡しが終了しているものに限る。	別添2の発注機関が発注した延床面積500㎡以上の建築物の改修工事で、電気工事の施工実績とし、平成28年4月1日以降に元請けとして技術資料提出期限までに完成し引渡しが終了しているものに限る。
工事名称等	工事名		
	発注機関		
	工事場所		
	契約金額		
	工期	自) 年 月 日 至) 年 月 日	自) 年 月 日 至) 年 月 日
	発注形態等	<input type="checkbox"/> 単体 / <input type="checkbox"/> J V (出資比率 %)	<input type="checkbox"/> 単体 / <input type="checkbox"/> J V (出資比率 %)
	CORINS登録番号		
	従事役職等	<input type="checkbox"/> 主任（監理）技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人（主任（監理）技術者兼務） <input type="checkbox"/> 現場代理人（従事時点で主任（監理）技術者資格保有）	<input type="checkbox"/> 主任（監理）技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人（主任（監理）技術者兼務） <input type="checkbox"/> 現場代理人（従事時点で主任（監理）技術者資格保有）
工事概要			

(3) 同種工事の工事成績

別表 1 の評価基準に留意のうえ、同種工事の工事成績評定点の内容を記載すること。

同種工事		競争入札参加資格	評価対象
		—	令和3年4月1日から令和8年3月31日の期間で、大分県が発注した建築一式工事の施工経験とし、工事完成成績評定点の最高点
工 事 名 称 等	工 事 名		
	発注機関		
	工事場所		
	契約金額		
	工 期	自) 年 月 日 至) 年 月 日	自) 年 月 日 至) 年 月 日
	発 注 形 態 等	<input type="checkbox"/> 単体 / <input type="checkbox"/> J V (出資比率 %)	<input type="checkbox"/> 単体 / <input type="checkbox"/> J V (出資比率 %)
	CORINS 登録番号		
	従 事 役 職 等		<input type="checkbox"/> 主任 (監理) 技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人 (主任 (監理) 技術者兼務) <input type="checkbox"/> 現場代理人 (従事時点で主任 (監理) 技術者資格保有)
	成績評定点		最高点 点
工 事 概 要			

※ 大分県発注工事成績評定点に限る。

## 九重町内企業の活用計画

商号又は名称： \_\_\_\_\_

野上小学校長寿命化改良工事（電気設備）に係る町内企業の活用計画等については、下記の通りです。

1) 下請発注計画

当該工事に係る下請発注計画について別表 1 の評価項目に留意のうえ、次のいずれか 1 つを選択し、内容を記載すること。

- 2 社以上有り又は、九重町内に本社又は営業所が有る
- 1 社以上の下請発注計画がある
- 上記以外

（以下は該当する項目すべてに記載すること）

下請発注内訳（業種名）	企業名
工事	
工事	
工事	
工事	
工事	
工事	
工事	

- ※町内企業とは、九重町内に建設業法上の主たる営業所（本店）又はその他営業所を有する企業とする。
- ※上記計画が落札者決定に反映された場合において、最終的な実績と異なる場合は、工事成績表定点を減点するとともに、指名停止要項に基づく指名停止を行うことがある。
- ※記載枠が不足する場合は、枠を追加して記載すること。
- ※建設業法上の主たる営業所（本店）又はその他営業所の建設業許可通知書等の写しを添付すること。

## 入札にあたっての注意事項

- 1 入札に際して、入札書記載金額に合致した入札金額内訳書を提出すること。  
様式は「見積参考資料」に記載した符号・名称ごとに、直接工事費内訳並びに諸経費内訳を入札額の根拠とした金額を明記すること。  
なお、入札金額内訳書を提出しない者のした入札は無効とする。
- 2 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
  - (1) 入札者としての資格のない者のした入札
  - (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
  - (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
  - (4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
  - (5) 入札金額の訂正に訂正印のない入札（紙入札による場合）
  - (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他の入札要件を認定しがたい入札
  - (7) 郵送による入札
  - (8) 電子入札にあって、町長が指定する認証方法を用いない者のした入札
  - (9) 電子入札にあって、契約担当者の使用に係る電子計算機に到達した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
  - (10) 公告に示した競争入札参加資格のない者又は申請書に虚偽の記載をした者のした入札
  - (11) 事前公表した予定価格を超える金額又は最低制限価格を下回る金額で入札した者の入札
  - (12) 入札金額内訳書の記載内容に不備（入札書記載金額と合致しない場合を含む。）がある者のした入札
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 入札者は入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。  
なお、辞退を理由として、以降の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

## 低入札価格調査について

### ◎本案件は、低入札価格調査の対象工事です。

低入札価格調査基準価格（以下「基準価格」という。）を下回る入札を行った者に対し、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて低入札価格調査を行った上で落札者の決定を行うものです。

- (1) あらかじめ、基準価格及び失格基準を定めて入札を行います。  
〔低／別記2〕低入札価格調査基準価格及び失格基準の算定方法〕を参照
- (2) 最低価格入札者が、基準価格を下回る入札を行った場合には、落札者の決定を保留して、その入札価格について調査を行います。
- (3) 調査の結果によっては、最低価格入札者以外の者を落札者とする場合があります。

### ◎入札に際しては、特に次の事項に注意してください。

- (1) 調査の対象となった場合には、発注者から「低入札価格調査の実施について」の通知を行います。調査対象者は、当該通知書に記載した提出期限までに、別に定める様式により所定の事項について資料を作成・提出し、速やかに事情聴取を受けることとなります。
- (2) 調査に当たって、事実と相違した内容の資料提出や説明を行った場合、また、その価格で応札した具体の根拠が示されない場合には、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき」に該当すると判断することがあります。
- (3) なお、失格基準を下回る金額で入札した者の入札は失格とします。
- (4) 次の場合は、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき」に該当すると判断されます。
  - ・実際の施工に当たって、当該入札額により施工ができないもの（本社経費等）を充当する場合など。
  - ・提出された「入札金額内訳書」の単価・金額等について、明確な根拠が説明されない場合及び閲覧設計図書（見積参考資料）に記載した費目、施工名称、数量等に基づいて記載されていない場合。
  - ・下請発注予定部分における下請予定金額が、通常必要と認められる原価に満たないおそれがある場合において、建設業法第19条の3の規定（不当に低い請負代金の禁止）に違反しない旨の説明がない場合等。
- (5) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事について基準価格を下回って落札した者と契約する場合において、当該業者が大阪府または九重町が発注した工事として過去2年以内に竣工した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置することを求めるものとします。
  - イ. 65点未満の工事成績評定を通知された者。
  - ロ. 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約に基づいて修補（軽微な手直し等は除く）又は損害賠償を請求された者。
  - ハ. 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。
  - ニ. 自らの責に帰すべき事由により工事の完成を大幅に遅延させた者。
- (6) 契約締結の日から工事目的物引渡し後1年を経過するまでの間、必要に応じて低入札価格調査において提出された資料及び説明（下請契約、資材購入契約の履行状況等を含む。以下「低入札価格調査の説明等」という。）に即して施工しているかについて調査を行う。なお、この調査の結果、正当な理由なく、低入札価格調査の説明等と異なっていた場合又はこの調査に協力しない場合は、「低入札価格調査の説明と異なる施工を行った」旨の通知を行うものとする。
- (7) 低入札価格調査を受けて契約を締結した者は、低入札価格調査の説明に即して施工し、工事完成時に、低入札価格調査の説明に即して施工した旨の報告書を提出するとともに、その事実が確認できる資料等を1年間保存すること（全ての下請契約についても把握し、元請の責任において指導すること）。なお、報告書を提出しない場合、書類等を保存していない場合及び書類等でその事実が確認できない場合は、「低入札価格調査の説明と異なる施工を行った」ものとみなす。

[低/別記2]

## 低入札価格調査基準価格及び失格基準の算定方法

### 1. 低入札価格調査基準価格の算定方法について

(1) の割合を算定後、(2) により低入札価格調査基準価格を算定する。

#### (1) 割合の算定

##### ●割合の算定式

- ①直接工事費の額に 97% を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に 90% を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に 90% を乗じて得た額
- ④一般管理費の額に 68% を乗じて得た額

$$\text{割合} = \frac{\text{①②③④の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額}}{\text{設計額 (消費税及び地方消費税を含む)}}$$

※割合の計算結果は少数第 3 位を四捨五入し、少数第 2 位までとする。

※共通仮設費積上分は、直接工事費に含む

##### ●割合の適用範囲

$$7.5/10 \leq \text{割合} \leq 9.2/10$$

※割合の計算結果が、適用範囲の下限値 (7.5/10) に満たない場合は 7.5/10 とし、上限値 (9.2/10) を超える場合は 9.2/10 とする。

#### (2) 低入札価格調査基準価格の算定

##### ●低入札価格調査基準価格 (税抜) の算定式

$$\text{低入札価格調査基準価格 (税抜)} = \text{予定価格 (税抜)} \times [(1) \text{で算定した割合}]$$

※計算の結果、1 万円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額とする。ただし、1 万円未満の端数を切り捨てた額が予定価格の 7.5/10 に満たない場合はこの限りでない。

### 2. 低入札価格調査における失格基準の取扱いについて

##### ●失格基準 (税抜) の算定式

$$\text{失格基準 (税抜)} = \text{直接工事費} \times 87\% + \text{その他経費} \times 74\%$$

※計算の結果、1 万円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額とする。

経費区分	割合	摘要
直接工事費	87 %	共通仮設費積上分を含む。
その他経費	74 %	共通仮設費率計上分、現場管理費及び一般管理費の合計額

## 低入札価格調査の資料の作成について

本件入札において、最低価格入札者（過去1年間に「低入札価格調査の説明と異なる施工を行った」旨の通知を受けている場合又は失格基準を下回る入札により失格となる場合は次順位者とする。）が低入札価格調査基準価格を下回っている場合は、落札者の決定に当たり、低入札価格調査を実施します。発注者から調査対象者に「低入札価格調査の実施について」の通知を行うので、通知書に記載された提出期限までに資料を作成、提出してください。また、作成に当たっては、注意事項に十分留意してください。

### 記

#### 1 事情聴取について

〔日時・場所〕発注者から別途通知します。

〔出席者〕本件契約の責任者及び入札価格の内訳明細、根拠資料等について説明できる者

#### 2 資料の作成、提出について

「(別紙) 入札価格の根拠資料について」のとおり、入札価格により施工できる理由を示す資料を作成し、上記1の通知書に記載された提出期限までに提出してください。なお、事情聴取の際は、提出資料の根拠となる資料を持参してください。

##### (1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳

- |           |         |
|-----------|---------|
| ① 入札価格理由書 | 低/様式1   |
| ② 入札金額内訳書 | 低/様式2-1 |
| ③ 間接経費内訳書 | 低/様式2-2 |

##### (2) その価格により施工ができる特別の事由（該当があるものについて作成すること。）

- |                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| ① 対象工事の場所の付近における手持工事の状況          | 低/様式3-1 |
| ② 対象工事に関連する手持工事の状況               | 低/様式3-2 |
| ③ 入札者の事業所、倉庫等の状況（対象工事の場所との地理的関連） | 低/様式3-3 |
| ④ 手持資材の状況                        | 低/様式3-4 |
| ⑤ 資材購入先及び購入先と入札者との関係             | 低/様式3-5 |
| ⑥ 手持機械の状況                        | 低/様式3-6 |
| (3) 労務者の具体的供給見通し                 | 低/様式4   |
| (4) 過去5年間に施工した公共工事及び発注者          | 低/様式5   |
| (5) 施工体系図                        | 任意様式    |

#### 3 注意事項

期限内に提出資料が整わない場合や事情聴取に応じない場合は、契約締結の意思がないものと判断し、失格とします。本調査に当たって、事実に相違した内容の資料の提出や説明を行った場合、また、その価格で応札した具体の根拠が示されない場合には、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときに該当すると判断します。施工時において本調査の説明や資料に反し、賃金・下請代金等の未払（支払遅延）があった場合、その他契約条件等に重大な違反があった場合及び当該工事の施工において指名停止又は文書警告を受けた場合（事故、履行遅延、契約解除等を含む。）、65点未満の工事成績評定を受けた場合、若しくは建設業法等の法令違反があった場合は、低入札価格調査委員会へ報告します。審査の結果、低入札価格調査の説明と異なっていると認めた場合は、その旨の通知を受けた日以後1年間の低入札価格調査基準価格未満の応札は認めないものとします。

低入札価格調査を受けて契約を締結した者は、低入札価格調査の説明等に即して施工し、工事完成時に、低入札価格調査の説明等に即して施工した旨の報告書〔低/様式6〕を提出するとともに、その事実が確認できる資料等を目的物引渡の日から1年間保存してください（※全ての下請契約についても把握し、元請の責任において指導してください。）。なお、報告書を提出しない場合、資料等を保存していない場合及び資料等でその事実が確認できない場合は、「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」ものとみなします。

## 低入札価格調査の資料の作成について

本件入札において、最低価格入札者（過去 1 年間に「低入札価格調査の説明と異なる施工を行った」旨の通知を受けている場合又は失格基準を下回る入札により失格となる場合は次順位者とする。）が低入札価格調査基準価格を下回っている場合は、落札者の決定に当たり、低入札価格調査を実施します。下記により提出資料等を作成のうえ、提出してください。なお、提出資料等については、落札候補者の決定後、契約担当者から「低入札価格調査の実施について」の通知が成されるので、通知日から 3 日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に提出してください。また、作成に当たっては、注意事項に十分留意してください。

### 記

#### 1 事情聴取について

〔日時及び場所〕 契約担当者から別途通知します。

〔出席者〕 本件契約の責任者及び入札価格の内訳明細、根拠資料等について説明できる者

#### 2 資料の作成、提出について

別紙「入札価格の根拠資料について」のとおり、入札価格により施工できる理由を示す資料を作成し、上記 1 の通知日から 3 日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に提出してください。なお、事情聴取の際は、提出資料の根拠となる資料を持参してください。

##### (1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳

- |           |          |
|-----------|----------|
| ① 入札価格理由書 | 低／様式 1   |
| ② 入札金額内訳書 | 低／様式 2-1 |
| ③ 間接経費内訳書 | 低／様式 2-2 |

##### (2) その価格により施工ができる特別の事由（該当があるものについて作成すること。）

- |                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| ① 対象工事の場所の付近における手持工事の状況          | 低／様式 3-1 |
| ② 対象工事に関連する手持工事の状況               | 低／様式 3-2 |
| ③ 入札者の事業所、倉庫等の状況（対象工事の場所との地理的関連） | 低／様式 3-3 |
| ④ 手持資材の状況                        | 低／様式 3-4 |
| ⑤ 資材購入先及び購入先と入札者との関係             | 低／様式 3-5 |
| ⑥ 手持機械の状況                        | 低／様式 3-6 |
- (3) 労務者の具体的供給見通し 低／様式 4
- (4) 過去 5 年間に施工した公共工事及び発注者 低／様式 5
- (5) 施工体系図（任意様式）

#### 3 注意事項

期限内に提出資料が整わない場合や事情聴取に応じない場合は、契約締結の意思がないものと判断し、失格とします。本調査に当たって、事実に相違した内容の資料提出や説明を行った場合、その価格で応札した具体の根拠が示されない場合には、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当すると判断します。

施工時において、本調査の説明や資料に反し、賃金・下請代金等の未払（支払遅延）があった場合や建設工事に係る県の規定（下請報告義務等）、その他契約条件等に重大な違反があった場合、及び当該工事の施工において、指名停止又は文書警告を受けた場合（事故、履行遅延、契約解除等を含む。）、65 点未満の工事成績評定を受けた場合、若しくは、建設業法等の法令違反があった場合は、低入札価格調査委員会へ報告します。審査の結果、低入札価格調査の説明と異なっていると認めた場合は、その旨の通知を受けた日以後 1 年間の低入札価格調査基準価格未満の応札は認めないものとします。

低入札価格調査を受けて契約を締結した者は、低入札価格調査の説明等に即して施工し、工事完成時に、低入札価格調査の説明等に即して施工した旨の報告書〔低／様式 6〕を提出するとともに、その事実が確認できる資料等を目的物引渡の日から 1 年間保存してください（※全ての下請契約についても把握し、元請の責任において指導してください。）。

なお、報告書を提出しない場合、資料等を保存していない場合及び資料等でその事実が確認できない場合は、「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」ものとみなします。

(別紙)

## 入札価格の根拠資料について

様式	提出書類	根拠となる資料の具体例
低/様式1	入札価格理由書	
低/様式2-1	入札金額内訳書	単価根拠資料(下請見積等) ※下請見積書は、法定福利費相当額を明示したものに限る。
低/様式2-2	間接経費内訳書	各項目の算出根拠資料(見積・過去実績等) ※下請見積書は、法定福利費相当額を明示したものに限る。
低/様式3-1	対象工事の場所の付近における手持工事の状況	間接経費等の節減が可能となる工事 (コリンズ工事カルテ等の根拠資料は提出不要)
低/様式3-2	対象工事に関連する手持工事の状況	同種工事等で使用機材等が重複するなど、コスト節減が可能となる工事(コリンズ工事カルテ等の根拠資料は提出不要)
低/様式3-3	入札者の事業所、倉庫等の状況(対象工事の場所との地理的関連)	地図
低/様式3-4	手持資材の状況	施工で使用する資材の購入伝票、保管写真等
低/様式3-5	資材購入先及び購入先と入札者との関係	資材業者からの見積書、購入伝票等
低/様式3-6	手持機械の状況	施工で使用する重機の車検証の写し等
低/様式4	労務者の具体的供給見通し	技術者、労務者の健康保険証の写し等
低/様式5	過去5年間に施工した公共工事及び発注者	国(九州地方整備局)、大分県及び大分県内市町村発注の同種工事(コリンズ工事カルテ等の根拠資料は提出不要)
任意様式	施工体系図	全ての下請業者を含む体系図

※低/様式3-1、低/様式3-2、低/様式5で記載する対象工事の確認資料(コリンズ工事カルテ等)は提出不要ですが、内容確認する場合がありますので、事情聴取時に持参してください。

〔低／様式1〕

令和 年 月 日

## 入 札 価 格 理 由 書

九重町長 日 野 康 志 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名

㊞

本件工事に係る入札価格理由書及び関係資料を次のとおり提出します。

なお、当該理由書及び資料の記載事項については、事実と相違ないこと並びに工事の施工（すべての下請契約を含む。）に当たっては、調査基準価格を下回る金額であっても、建設業法等の法令、契約条件及び建設工事に係る町の規定等を遵守するとともに、安全かつ、低入札価格調査の説明どおり適正に施工することを誓約します。

工 事 名	
工 事 場 所	
入 札 金 額	
入札額決定理由	





[低/様式3-1]

対象工事の場所の付近における手持ち工事の状況

商号又は名称

発注者名	工事名	工 期	契 約 金 額	備 考
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	

[低/様式3-2]

対象工事に関連する手持ち工事の状況

商号又は名称

発注者名	工事名	工 期	契 約 金 額	備 考
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	

[低/様式3-3]

入札者の事業所、倉庫等の状況（対象工事の場所との地理的関連）

商号又は名称 \_\_\_\_\_

- 1 事業所の所在地
- 2 資材置場の所在地
- 3 施 工 場 所
- 4 事業所・資材置場と施工場所の距離

事業所・資材置場と施工場所の距離が確認できる図面（延長、位置等を記載すること）

詳細図

[低/様式3-4]

手持資材の状況

商号又は名称

品名	規格・型式	単位	数量	備考

[低/様式3-5]

資材購入先及び購入先と入札者との関係

商号又は名称

品名	数量	購入先	
		業者名	所在地

(注) 業者名の下欄に、資材購入先と入札者との関係を記載すること。

例：関連会社、協力会社、下請会社等

[低/様式3-6]

手持機械の状況

商号又は名称

機械名称 (購入年)	能力	単位	数量	備考 (メーカー名等)



[低/様式5]

過去5年間に施工した公共工事及び発注者

商号又は名称

発注者名	工事名	工 期	契 約 金 額	備 考
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	

令和 年 月 日

## 低入札価格調査対象工事における適正な施工に係る報告書

九重町長 日 野 康 志 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名

⑨

令和 年 月 日付けで契約締結した下記工事については、元請からすべての下請に至るまで、建設業法等の法令、契約条件及び建設工事に係る町の規定等を遵守し、安全かつ低入札価格調査の説明どおり適正に施工したことを報告するとともに、今後の支払等についても適正に処理することを誓約します。

また、その事実を証明するための書類等については、工事目的物引渡しの日から1年間保存し、貴職からの求めに応じ、速やかに提出（掲示）及び説明します。

なお、当該書類等を保存していない場合、提出（掲示）又は説明できない場合は、「低入札価格調査の説明と異なる施工を行った」と認定されても異議ありません。

記

【工事名】

【工事場所】